

## 高額療養費の支給を年4回以上受けたとき（多数該当）

過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合（多数該当）は、届け出がなくても自動的に4回目以降の**自己負担限度額が引き下げ**られます。（※70歳以上75歳未満で低所得者Ⅰ・Ⅱの人は除く）  
また、保険者が変わった時は該当回数はリセットされますが、同一県内の異動なら国民健康保険での該当回数は通算できます。

## 自己負担限度額

### 70歳未満

負担区分	所得要件 (基礎控除後の所得)	自己負担割合	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食あたり)
			世帯	多数該当(注)	
上位所得	ア 901万円超	3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円
	イ 600万円超～ 901万円以下		167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
一般	ウ 210万円超～ 600万円以下		80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
	エ 210万円以下 (住民税非課税世帯は除く)		57,600円		
非課税	住民税 非課税世帯		35,400円	24,600円	過去1年間の入院日数が 90日まで 210円 過去1年間の入院日数が 90日超 160円(申請日から減額)

(注)・・・過去12か月間の同一世帯での支給が4回目以降の場合、多数該当になり限度額が引き下げられます。

### 70歳以上 75歳未満

月の中で75歳になる人は、その月の自己負担限度額は2分の1として計算します。

負担区分	所得要件 (課税所得)	自己負担割合	自己負担限度額		入院時の食事代 (1食あたり)	
			入院および世帯ごと	外来(個人ごと)		
現役並み所得者※a	Ⅲ 690万円以上	3割	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	【多数該当(注) 140,100円】	460円	
	Ⅱ 380万円以上 690万円未満		167,400円+ (医療費-558,000円)×1%			【多数該当(注) 93,000円】
	Ⅰ 145万円以上 380万円未満		80,100円+ (医療費-267,000円)×1%			【多数該当(注) 44,400円】
一般※b	145万円未満	57,600円	18,000円 (8月～翌年7月の 年間限度額 144,000円)	【多数該当(注) 44,400円】		
低所得	Ⅱ 世帯主と被保険者全員が住民税非課税の世帯	2割	24,600円	8,000円	過去1年間の入院日数が 90日まで 210円 過去1年間の入院日数が 90日超 160円(申請日から減額)	
	Ⅰ 世帯主と被保険者全員の総所得が0円以下の世帯(年金所得は控除額80万円) で計算)		15,000円	8,000円	100円	

※a・・・収入の合計が単身世帯で383万円、2人以上世帯で520万円に満たない場合は「一般」になります。

※b・・・同一世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の基礎控除後の所得合計が210万円以下の場合も「一般」です。

(注)・・・過去12か月間の同一世帯での支給が4回目以降の場合、多数該当になり限度額が引き下げられます。